



中村太郎税理士事務所

Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

# NEWS LETTER

3月といえば卒業シーズンですが、スギ花粉の飛散が本格化する時期でもあります。花粉症の方にとっては辛い時期ですが、少しでも気分よく乗り切りたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

3

2017



## ■ 中小企業向け 設備投資促進税制の改正

- 改めて確認しておきたい  
割増貸金率
- イノベーションしていますか
- ネット活用で節約できる時間

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

# 中小企業向け設備投資促進税制の改正

## ■ 中小企業等投資促進税制

現行の中小企業等投資促進税制は、『通常措置』と『上乗せ措置』があります。いずれも、中小企業者等が一定の期間内に特定の資産を取得し、かつ、指定された事業の用に供した場合に、一定の特別償却又は税額控除が認められています。この中小企業等投資促進税制が、平成29年度税制改正により改正される予定です。

具体的には、『通常措置』は対象資産から器具備品が除外された上で、適用期間が2年

延長される予定です。

また『上乗せ措置』は、“中小企業経営強化税制”として改組され、対象資産に、全ての器具備品及び建物附属設備等が加わります。この税制は、経営力向上計画の認定を受ける必要があるなど、一定の手続きが必要となるものの、適用ができる場合に受けられる税制上の軽減措置の影響が大きいのが特徴です。この税制の概要は、次ページをご参照ください。

## ○ 中小企業等投資促進税制

		通常措置	上乗せ措置
現行制度の概要	適用期間	平成10年6月1日から29年3月31日までの期間	平成26年1月20日から29年3月31日までの期間
	対象資産	新品である、次の資産 (1) 機械及び装置（@160万円以上） (2) 事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資する次に掲げるいずれかのもの（@120万円以上） ・ 測定工具及び検査工具 ・ 電子計算機 ・ インターネットに接続されたデジタル複合機 ・ 試験又は測定機器 (3) (2)に準ずる当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のもの (4) ソフトウェア（一定のものを除く）のうち次に掲げるいずれかのもの ・ ソフトウェア（@70万円以上） ・ 当該事業年度の取得価額の合計額が70万円以上 (5) 車両及び運搬具のうち一定の普通自動車で、貨物の運送の用に供されるものうち車両総重量が3.5トン以上のもの	左記に掲げる資産のうち、産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、一定の取得要件を満たすもの
	優遇措置	基準取得価額の30%の特別償却又は基準取得価額の7%の税額控除※ ※税額控除の適用は、資本金3,000万円以下の法人等又は個人事業者に限る（税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能）	次のいずれかを選択適用できる ・ 即時償却（普通償却限度額＋特別償却（取得価額－普通償却限度額）） ・ 取得価額の7%（資本金3,000万円以下の法人等又は個人事業者は10%）の税額控除（税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能）
改正案	適用期間	2年延長（平成31年3月31日まで）	
	対象資産	上記対象資産から、器具備品に該当する資産を外す	“中小企業経営強化税制”へ改組（制度の概要は、次ページ参照）

## ○中小企業経営強化税制の概要（新制度）

項目	内容												
対象者	中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた、青色申告書を提出する中小企業者等												
対象資産	<p>生産等設備を構成する右表に該当する特定経営力向上設備等のうち、認定を受けた経営力向上計画に記載されたもの（事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>生産性向上設備(A類型)</th> <th>収益力強化設備(B類型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>要件</th> <td>①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備</td> <td>①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備</td> </tr> <tr> <th>対象設備</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械・装置(160万円以上)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上)</li> <li>◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械・装置(160万円以上)</li> <li>◆工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <th>確認者</th> <td>工業会等</td> <td>経済産業局</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">出典：中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について(中小企業・小規模事業者関係)(PDF形式:2,922KB) (<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2016/161216ZeiseiKaisei1.pdf">http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2016/161216ZeiseiKaisei1.pdf</a>)」</p>	類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械・装置(160万円以上)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上)</li> <li>◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械・装置(160万円以上)</li> <li>◆工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>	確認者	工業会等	経済産業局
類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)											
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備											
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械・装置(160万円以上)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上)</li> <li>◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械・装置(160万円以上)</li> <li>◆工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>											
確認者	工業会等	経済産業局											
適用期間	上記対象資産の取得等、かつ、国内の指定事業の用に供した日が、平成29年4月1日～31年3月31日までの間であること												
優遇措置	<p>次のいずれかを選択適用できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即時償却（普通償却限度額＋特別償却（取得価額－普通償却限度額））</li> <li>・取得価額の7%（資本金3,000万円以下の法人等又は個人事業者は10%）の税額控除（税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能）</li> </ul>												

なお、中小企業等投資促進税制の適用対象から器具備品が外れることで、卸売業、小売業、サービス業等、一定の事業の場合には、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用も検討するとよいでしょう。この税制は、

商業・サービス業者等が経営改善設備を取得した場合に、一定の特別償却又は税額控除が受けられる措置です。この税制は、平成29年度税制改正により適用期間が2年延長され、31年3月31日までと予定されています。

## ○商業・サービス業・農林水産業活性化税制

項目	内容	
現行制度の概要	対象者	認定経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けている青色申告書を提出する中小企業者等
	対象資産	認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・器具備品（ショーケース、看板、レジスター等）：@30万円以上</li> <li>・建物附属設備（空調施設、店舗内装等）：@60万円以上</li> </ul>
	適用期間	上記対象資産の取得等、かつ、国内の指定事業の用に供した日が、平成25年4月1日～29年3月31日までの間であること
	優遇措置	取得価額の30%特別償却又は7%税額控除※ ※税額控除の適用は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る（税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能）
改正案	適用期間が2年延長（平成31年3月31日まで）	

## 改めて確認しておきたい割増賃金率

多くの企業経営者にとって、時間外割増賃金の支払いは悩みの種ではないかと思いますが、今後、中小企業においても1ヶ月の法定時間外労働が月60時間を超える場合に、5割以上の割増賃金の支払いが義務づけられる方向（施行時期は未定）で議論が進んでいます。そこで今回は、その前提となる割増賃金率について改めて確認しておきましょう。

### 割増賃金率

割増賃金の支払いが義務づけられている労働としては、3種類（時間外労働、法定休日労働、深夜労働）ありますが、これらの割増賃金率は、下表のとおりです。

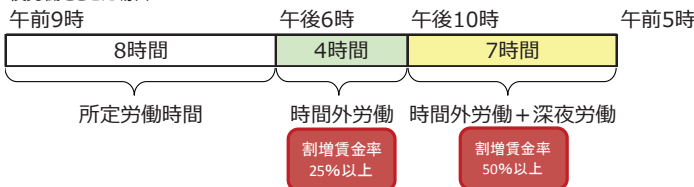
表 割増賃金率のまとめ

種類	支払う条件	割増賃金率
時間外労働	法定労働時間を超えて時間外労働をさせた場合	25%以上
	時間外労働が限度時間（1ヶ月45時間、1年360時間等）を超えて労働させた場合	25%以上 ※1
	時間外労働が1ヶ月60時間を超えて労働させた場合※2	50%以上
法定休日労働	1週1日あるいは4週4日の法定休日に休日労働させた場合	35%以上
深夜労働	午後10時から午前5時までの深夜の時間帯に労働させた場合	25%以上

※1 25%を超える率とするよう努めることとされています。  
 ※2 中小企業については、当分の間、猶予措置があります。

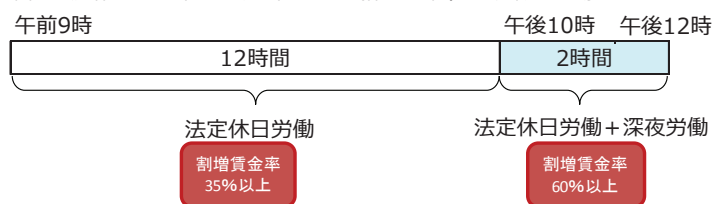
これらを具体例で示してみると以下のとおりとなります。

図1 所定労働時間が午前9時から午後6時（休憩1時間）までのケースで、時間外労働および深夜労働をさせた場合



一方、法定休日労働は原則として、暦日（午前0時から午後12時まで）の時間帯に労働させた部分について、35%以上の割増賃金の支払いが必要になります。

図2 法定休日の日に午前9時から午後12時（休憩1時間）まで労働させた場合



※この事例は割増賃金の計算を説明するための事例であり、このような長時間労働は好ましくありません。

### 法定休日とは

法定休日は1週1日あるいは4週4日で与えることになっており、例えば、週休2日制（土・日曜日）の会社において、繁忙期のため土曜日に出勤させるケースでは、この土曜日が法定休日かを区別する必要があります。例えば、就業規則等で1日の所定労働時間を8時間、日曜日を法定休日と定めている場合に、出勤した土曜日は法定外の休日となり、時間外労働の割増率（25%）で計算した賃金を支払うこととなります。また、曜日を特定せず、1週1日とのみ規定している場合には、土・日曜日のうち1日の休みが確保されていればこの日が法定休日として確保できていると判断されます。そのため、こちらのケースでも土曜日の勤務は、法定休日労働には該当しないことになります。

規定の方法と勤務する日によって時間外労働か法定休日労働か、いずれに該当するかが異なってくるため、注意が必要です。

過重労働防止の観点のみならず、割増賃金率の上昇による人件費の増加を抑制するためにも、いまの段階から残業時間の削減に取り組むことが求められます。

# イノベーションしていますか

著名な経営学者であるP.F.ドラッカーは、企業が成長発展し続けるための基本的機能として、「マーケティング」と「イノベーション」を挙げています。ここでは昨年12月に文部科学省から発表された調査結果（※）から、企業のイノベーションへの取組状況をみていきます。

## ■イノベーション実現企業は40%

上記調査結果から、平成24年度から26年度の間、イノベーションを実現させた企業の割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】イノベーション実現企業の割合（%）

		全体	小規模企業	中規模企業	大規模企業
イノベーション実現		40	38	47	59
実現したイノベーションの類型	プロダクト・イノベーション	12	11	16	27
	プロセス・イノベーション	15	14	20	28
	組織イノベーション	24	22	29	42
	マーケティング・イノベーション	22	21	23	31

文部科学省科学技術・学術政策研究所「第4回全国イノベーション調査統計報告」より作成

製品やサービス、その製造や提供プロセスの改善をはじめ、イノベーションには様々な取組がありますが、実現できた割合は40%となりました。イノベーションの類型別にみると、企業の規模に関係なく組織イノベーショ

ンの実現割合が高くなっています。

## ■能力のある従業員の不足が問題に

次に、イノベーションの阻害要因や活動非実施の理由として高い割合の上位5つを、企業の規模別にまとめると表2のとおりです。

【表2】イノベーションの阻害要因及びイノベーション活動非実施の理由（%）

		小規模企業	中規模企業	大規模企業	
能力のある従業員の不足	61	能力のある従業員の不足	62	能力のある従業員の不足	57
目先の売上・利益の追求	53	目先の売上・利益の追求	55	良いアイデアの不足	54
良いアイデアの不足	52	良いアイデアの不足	54	目先の売上・利益の追求	53
技術力やノウハウの限界	50	市場の競争が激しい	50	市場の競争が激しい	50
市場の競争が激しい	47	技術力やノウハウの限界	50	新製品・サービスへの需要が不確実	49

文部科学省科学技術・学術政策研究所「第4回全国イノベーション調査統計報告」より作成

すべての規模で、能力のある従業員の不足の割合が最も高くなりました。2番目、3番目の理由は、いずれも目先の売上・利益の追求、良いアイデアの不足ですが、中小規模の企業では、技術力やノウハウの限界という理由も上位に入っています。

企業が市場に適合し存続していくためには、イノベーション活動が不可欠です。加えてイノベーションを実現させるために、教育訓練の実施による従業員の能力向上はもちろん、他社との協力などにも取り組んでいくことが重要です。

（※）文部科学省「第4回全国イノベーション調査統計報告」

文部科学省科学技術・学術政策研究所が、常用雇用者数10人以上の民間企業約40万社を対象に標本抽出した約25,000社を対象に実施した調査で、有効回答率は50%です。ここでのイノベーションとは、新しいまたは大幅に改善されたプロダクト（製品またはサービス）またはプロセスの導入、マーケティングに関する新しい方法の導入、もしくは業務慣行、職場組織または外部関係に関する新しい組織の方法の導入をいいます。また、小規模企業は常用雇用者数10人以上49人以下、中規模企業は同50人以上249人以下、大規模企業は同250人以上の企業群をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/28/12/1380031.htm

# ネット活用で節約できる時間

個人のインターネット普及率は平成27年末時点で90%近い割合に達し、インターネット（以下、ネット）を活用した情報検索やショッピングは、当たり前のサービスとなっています。では、これらのサービスを活用することで、ネット以外の方法で調べたり、実店舗で買い物をしたりする場合に比べて、どの程度の時間が節約できるかご存じですか。ここでは総務省の情報通信白書（※）から、ネットを活用した情報検索やショッピングによって節約される時間に関するデータをご紹介します。

## 情報検索で49.2分の節約

上記白書から、ネットを活用して情報検索をする場合に、図書館等で文献によって調べ物をする場合と比べて、節約できる時間についてのアンケート結果をまとめると、表1のとおりです。

【表1】年代別 情報検索によって節約される1回あたりの時間

年代	節約時間（分）
20代（412）	52.3
30代（407）	47.2
40代（421）	41.0
50代（428）	50.3
60代（431）	55.0

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

最も節約時間が多いのは、60代の55.0分で、最も少ないのが40代の41.0分となりました。なお、年代ごとの節約時間の平均を求めると、49.2分となります。

## 買い物1回で54.3分の節約

次に、ネットショッピングを利用して買い物をする場合に、実店舗に行って買い物をする場合と比べて節約できる時間をまとめると、表2のとおりです。

【表2】年代別 ネットショッピングによって節約される1回あたりの時間

年代	節約時間（分）
20代（433）	50.4
30代（452）	42.9
40代（469）	62.3
50代（480）	52.5
60代（496）	63.6

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

60代の節約時間が最も多く63.6分となっています。最も少ないのが30代の42.9分でした。こちらも平均すると54.3分となり、情報検索よりも5分程度多く節約できるという結果になりました。

## 生産性の向上にも寄与

このように、ネットを活用することで節約できる時間は、決して少なくないことがわかります。ビジネスの現場において、こうした時間の節約ができれば生産性の向上にも寄与します。特に情報検索については、検索技術を向上させることで、さらに調べる時間を短くすることも可能です。

検索のコツに関する情報は、ネット上にたくさん公開されています。興味のある方は、一度調べてみてはいかがでしょうか。

（※）総務省「平成28年版情報通信白書」

28年8月に公開された白書です。ここで紹介したデータは、白書69ページ掲載のアンケート調査によるものです。（）内の数字は回答数となっています。なお、ネット検索の場合の節約時間には、図書館への往復時間は含まれていません。詳細等は次のURLのページから確認できます。<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にとっては、年度最終時期です。もれのないよう処理をしましょう。

2017年3月

## お仕事備忘録

### 1. 国外財産調書

### 2. 財産債務調書

### 3. 確定申告の税額の延納の届出書

### 4. 個人の青色申告の承認申請

### 5. 所得税の更正の請求

### 6. 入社式の準備と最終確認

#### 1. 国外財産調書

居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

#### 2. 財産債務調書

平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること”が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日です。

#### 3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。

#### 4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに所轄税務署に提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

#### 5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

##### 1. 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税の場合

- (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から1年以内
- (2) 還付申告・・・提出日から1年以内

##### 2. 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合

- (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から5年以内
- (2) 還付申告・・・提出日から5年以内

#### 6. 入社式の準備と最終確認

いよいよ新入社員が入社します。次の最終チェックリストで準備のもれがないかどうか確認しましょう。

- ◆式次第の作成、挨拶する方への依頼などは済んでいますか？
- ◆新入社員への連絡はできていますか？
- ◆記念撮影の準備はできていますか？
- ◆歓迎会の準備、進行打合せはできていますか？
- ◆オリエンテーションなどの準備はできていますか？
- ◆配付備品は整っていますか？
- ◆社会保険事務、源泉徴収事務の準備はできていますか？

# お仕事 カレンダー

2017.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	水	大安	
2	木	赤口	
3	金	先勝	
4	土	友引	
5	日	先負	啓蟄
6	月	仏滅	
7	火	大安	
8	水	赤口	
9	木	先勝	
10	金	友引	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	先負	
12	日	仏滅	
13	月	大安	
14	火	赤口	
15	水	先勝	●確定申告の提出期限（所得税、住民税）、所得税納付期限（現金納付） ●国外財産調書・財産債務調書の提出期限 ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●贈与税の申告の提出・納付期限
16	木	友引	
17	金	先負	
18	土	仏滅	
19	日	大安	
20	月	赤口	春分の日 春分
21	火	先勝	
22	水	友引	
23	木	先負	
24	金	仏滅	
25	土	大安	
26	日	赤口	
27	月	先勝	
28	火	先負	
29	水	仏滅	
30	木	大安	
31	金	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（2月分） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付） ●有害物ばく露作業報告書の提出